

第2期井手町自殺対策計画策定支援業務委託仕様書

1. 委託業務名

第2期井手町自殺対策計画策定支援業務

2. 業務の目的

平成28年3月に自殺対策基本法の一部改正法案(平成28年4月1日施行)が成立し、都道府県及び市町村の「自殺対策計画」の策定が義務化されるとともに、市町村が果たすべき役割・責務等が明記されている。

また、国において、「自殺総合対策大綱」が令和4年10月に閣議決定され、今後5年間で取り組むべき施策が位置づけられたところである。

こうした国の動向を踏まえ、本町においても平成31年3月に策定した「井手町自殺対策計画」を見直し、「第2期井手町自殺対策計画」を策定することを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

4. 受託者の義務

受託者は作業を円滑に進めるために、委託者と密接に連絡を取り、その連絡事項を記録し、協議の際、相互に確認するものとする。また、受託者は委託者から報告(業務の進捗状況、疑義回答等)を要求されたときは、速やかに(概ね2営業日以内)報告すること。

5. 委託業務内容

自殺対策計画策定にあたり、現計画における各取組の実施状況の把握、課題の抽出及び計画策定業務の基本方針の決定、計画全体のとりまとめの他、自殺関連情報の収集、現状分析、ヒアリング調査等の調査、重点施策及び目標等の検討、施策体系作りのサポートなど次のとおり計画策定にかかる業務とする。

(1) 現況把握(関係資料・データの整理)

自殺対策をめぐる国・府県の施策や関連計画の動向、本町の概要及び現計画の進捗、地域保健福祉資源の整備状況、住民の現況及びサービスの利用状況等に関するデータや資料をもとに整理分析を行う。

現状を分析するにあたっては、国から提供される地域自殺実態プロファイルといった関連資料及び本町から提供する各種データを用いながら、自殺総合対策大綱、市町村自殺対策計画策定の手引きおよび府県の自殺対策計画を踏まえ、分析・整理する。

(2) 庁内の関連事業の把握、整理

庁内の全事業から「生きる支援」に関する事業リストを作成し、自殺の視点を加えた事業案を作成する。

(3) 関係団体に対する調査の実施

自殺対策に関連する活動を行う団体、医療機関、学校、庁内各課等に対して自殺対策の総合的・効果的な推進のための連携体制等について調査を実施する。

調査方法は受託者によりシートを作成し提示する、なお、関係団体等への配布・回収は本町が行い、受託者が結果をとりまとめ行うものとする。

(4) 課題の抽出

現状分析・現況把握などの結果から、地域自殺対策実態プロフィール等をもとに、自殺対策に関する施策を実施する上での問題点と課題を整理し、ライフステージや地域性を着目しながら、重点課題を抽出する。

(5) 重点施策目標及び数値目標の検討

①自殺の現状分析結果、自殺関連事業をもとに、国から提供される地域自殺対策の政策パッケージから本町の特性に応じた対策を重点施策とする。

②重点施策の検討にあたっては、国・府県の計画内容、及び本町の総合計画、健康増進計画等との整合性を図り設定する。

③評価指標及び数値目標の検討

・自殺の現状分析結果、自殺関連事業をもとに、評価指標及び数値目標を検討する。

・評価指標、数値目標の検討にあたっては、国・府県の評価指標及び数値目標、本町計画と内容を調整し、計画骨子案及び計画素案をとりまとめる。

国・府県の計画内容及び本町の関連計画との整合性を図り、重点施策目標を検討する。数値目標の検討にあたっては、国・府県の数値目標、上記関連計画に定める数値目標等との整合性を図った上で設定する。

(6) 計画骨子案・素案の作成

上記の調査結果を踏まえて計画の基本課題や施策方向を整理し、今後の重点課題と施策の目標・体系をとりまとめた計画骨子案、計画素案を作成し、計画策定に関する支援を行う。

(7) パブリックコメントの実施支援

パブリックコメントの実施に関する支援を行う。

広く住民の意見を幅広く事業計画に反映していくため、パブリックコメント実施に際し、ホームページ掲載用 計画素案電子データの提供及び回答に係る資料作成等を行う。

計画素案に係る住民の意見を体系的に整理・集約し、回答となる資料作成、必要な助言を行うこと。

(8) 計画書本編及び計画書概要版の作成

図表、グラフ等を活用し、レイアウトに工夫を凝らし、分かりやすく読みやすい誌面を作成すること。計画書の構成は全国及び過去とのデータ比較が容易に出来るよう工夫する事。

6. 成果品

- (1) 基礎調査資料 (CD-R)
- (2) 計画書 (A4判・200部・80頁・本文1色刷・表紙厚紙1色刷)
- (3) 概要版 (A4判・3,200部・8頁・本文1色刷)
- (4) 上記のホームページ掲載用データ (PDFファイル形式)
- (5) その他関係資料一式

7. その他

- ・ アンケート調査は実施しないこととする。
- ・ 資料等作成及び提出資料等にかかる費用、調査員の交通費その他の経費は、自殺対策計画策定支援業務の委託料に含むこと。
- ・ 計画書及び概要版 (成果品)、本作業集計結果等計画策定に関わるデータ一式は PDF ファイル及び加筆修正等が可能な電子データファイル (ワード、エクセル等) を格納した CD-ROM で納品すること。
- ・ 製作物 (報告書他計画策定にかかる全てのデータ等) にかかる所有権、著作権は井手町に帰属するものとする。
- ・ 受注者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。
- ・ この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上処理する。